	5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当該課税台帳に記載されている者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ　[○] 紙 [ ] その他 (　)
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先60	日本年金機構
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	年金特別徴収税額の通知、転出等により年金特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなった場合の通知
③提供する情報	年金特別徴収税額、年金特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなった者の情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金特別徴収対象年金所得者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [○] その他 (eLTAX)
⑦時期・頻度	年金特別徴収税額の通知(7月)、年金特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなった場合の通知(随時)
提供先61	市区町村
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	本市で住登外課税を行った際に、地方税法294条第3項に基づき住民基本台帳に記録されている住所地の市町村へ通知し、二重課税を防止する。
③提供する情報	カナ氏名、漢字氏名、生年月日、勤務先、1月1日現在の住所、住民基本台帳に記録されている住所
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住登外課税対象者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ　[○] 紙 [ ] その他 (　)
⑦時期・頻度	住登外課税を行った都度
提供先62	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二(第38項)
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定める用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当するもの
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 (　)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先63	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二(第20項)
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当するもの
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 (　)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先64	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二(第53項)
②提供先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定める用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当するもの
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 (　)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先65	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二(第85の2項)
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定める用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当するもの
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他 (　)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

移転先1	福祉部　障がい者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一（第8項）
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報（個人住民税情報）
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	支援対象児童及びその保護者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先2	こども局　子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一（第9項）
②移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報（個人住民税情報）
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者及び申請者と同一世帯に属する者
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [○] その他　（ 端末検索　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先3	福祉部　生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一（第15項）
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報（個人住民税情報）
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	要保護者及び被保護者であった者

⑥移転方法	[　]庁内連携システム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [○]その他　(端末検索　)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先4	健康医療部　国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一(第30項)
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険加入者及び擬制世帯主
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　(　)
⑦時期・頻度	○保険税当初賦課決定時(変更があればその都度) ○必要に応じて随時
移転先5	健康医療部　国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一(第31項)
②移転先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定める用途
③移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民年金資格者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　(　)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先6	こども局　子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一(第37項)
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)

④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	該当児童及びその保護者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　(　　)
⑦時期・頻度	○支給決定時(変更があればその都度) ○必要に応じて随時
移転先7	福祉部　高齢介護課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一(第41項)
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該措置を受け、若しくは受けようとする老人又はその扶養義務者
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [○] その他　(端末検索　　)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先8	こども局　子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一(第44項)
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者及び申請者と同一世帯に属する者
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [○] その他　(端末検索　　)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先9	こども局　子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一（第45項）
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途（職業訓練給付の支給額の算定）
③移転する情報	地方税関係情報（個人住民税情報）
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者及び申請者と同一世帯に属する者
⑥移転方法	[　]庁内連携システム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [○]その他　（端末検索　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先10	こども局　子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一（第46項）
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報（個人住民税情報）
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	該当児童及びその保護者
⑥移転方法	[　]庁内連携システム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [○]その他　（端末検索　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先11	福祉部　障がい者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一（第47項）
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報（個人住民税情報）
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害児福祉手当対象者

⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　(　　)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先12	こども局　子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一(第49項)
②移転先における用途	母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人未満　] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童の扶養義務者(ただし、世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者に限る)
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [○] その他　(端末検索　)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先13	こども局　子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一(第56項)
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人未満　] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童及び保護者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　(　　)
⑦時期・頻度	○支給決定時(変更があればその都度) ○必要に応じて随時
移転先14	健康医療部　国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一(第59項)
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)

④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者及び世帯員
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　(　　)
⑦時期・頻度	○保険税当初賦課決定時(変更があればその都度) ○必要に応じて随時
移転先15	福祉部　生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一(第63項)
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	要支援者及び被支援者であった者
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [○] その他　(端末検索　　)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先16	福祉部　高齢介護課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一(第68項)
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者又はその属する世帯のすべての世帯員
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　(　　)
⑦時期・頻度	○保険税当初賦課決定時(変更があればその都度) ○必要に応じて随時

移転先17	福祉部　障がい者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一（第84項）
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報（個人住民税情報）
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害福祉サービス若しくは医療費助成申請者及びその世帯員
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	○給付決定時（変更があればその都度） ○必要に応じて随時
移転先18	こども局　こども保育課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一（第94項）
②移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報（個人住民税情報）
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	該当児童の世帯員
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	○給付決定時（変更があればその都度） ○必要に応じて随時
移転先19	健康医療部　国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一（第95項）、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第39・第40条
②移転先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報（個人住民税情報）
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	日本年金機構により選定された該当者

⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　( )
⑦時期・頻度	
移転先20	今後、番号法第9条第2項に基づき条例で定めた都度、追記する。
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム　[ ] 専用線 [ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　( )
⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	【本市における措置】 ・既存住基システムの主サーバ機器等は委託先のIDCで管理している。 ・副サーバは、24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理を行っている区画(サーバ室)に設置している施錠管理されたサーバ内に保管する。 ・申告書及び届出書等の紙やデータの授受に利用する電磁的記録媒体については、許可された者以外入室することのできない執務室内での取り扱いのみに限られており、また使用後は、定められた場所で施錠管理を行って格納する等している。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、厳格な入退室管理を行っている区画に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	
—	

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

1. 当初資料ファイル

・給与支払報告書

・宛名番号　・年度分　・算定団体コード
・バッチ連番　・処理コード　・資料番号
・合算区分　・申告区分　・徴収区分
・指定番号　・整理番号　・受給者番号
・パンチ氏名カナ　・パンチ生年月日　・専給区分
・給与収入一般　・給与収入専従　・給与特定控除
・給与所得　・所得控除合計　・源泉徴収税額
・源泉徴収税額内未納　・源泉徴収税額計算値　・（源泉）控除対象配偶者あり
・（源泉）控除対象配偶者あり（老人）　・配偶者（特別）控除　・扶養_特定
・扶養_同居老親　・扶養_老人合計　・扶養_一般
・扶養_障害（特別同居）　・扶養_障害（特別合計）　・扶養_障害（その他）
・控除_小規模企業共済等掛金　・控除_社会保険料　・控除_生命保険料
・控除_損害保険料　・控除_住宅取得特別　・定率控除額
・前職分給与　・配偶者所得　・生命保険_個人年金支払額
・損害保険_長期支払額　・本人_夫あり　・本人_未成年
・乙欄区分　・本人_特別障害　・本人_その他障害
・本人_老年者　・本人_寡婦　・本人_寡夫
・本人_勤労学生　・死亡退職　・災害者
・外国人　・就退職区分　・就退職年月日
・算入強制区分　・強制親区分　・警告エラー無視サイン
・併徴先判定区分　・エラー区分　・エラー内容
・作成日　・更新日　・更新時間
・更新職員個人番号　・更新端末番号　・国民年金保険料等
・転送区分　・転送先コード　・転送日
・年調区分　・住宅取得等特別控除可能額　・住宅居住開始年月日1
・住宅居住開始年月日2　・住宅借入金等年末残高1　・住宅借入金等年末残高2
・住宅借入区分1　・住宅借入区分2　・住宅借入区分3
・エラー詳細コード　・年少扶養人数　・生命保険_支払額
・新生命保険_支払額　・新生命保険_個人年金支払額　・生命保険_介護医療支払額
・資料に記載された個人番号

・年金支払報告書

・宛名番号　・年度分　・算定団体コード
・バッチ連番　・処理コード　・資料番号
・合算区分　・入力区分　・徴収区分
・指定番号　・パンチ生年月日　・パンチ氏名カナ
・年金収入　・年金所得　・源泉徴収税額
・源泉徴収税額内未納　・源泉徴収税額計算値　・定率控除額
・配偶者所得　・配偶者（特別）控除　・源泉控除対象配偶者あり
・源泉控除対象配偶者あり（老人）　・本人_特別障害　・本人_その他障害
・本人_老年者　・本人_寡婦　・本人_寡夫
・本人_勤労学生　・扶養_特定　・扶養_同居老親
・扶養_老人合計　・扶養_一般　・扶養_障害（特別同居）
・扶養_障害（特別合計）　・扶養_障害（その他）　・控除_社会保険料
・算入強制区分　・強制親区分　・本人_夫あり
・警告エラー無視サイン　・エラー区分　・エラー内容
・作成日　・更新日　・更新時間
・更新職員個人番号　・更新端末番号　・転送区分
・転送先コード　・転送日　・年調区分
・エラー詳細コード　・年少扶養人数　・資料に記載された個人番号

【次頁に続く】

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

【前頁からの続き】

1. 当初資料ファイル

・確定申告書、住民税申告書

・宛名番号　・年度分　・算定団体コー　・バッチ連番
・処理コード　・資料番号　・合算区分　・申告区分
・徴収区分　・指定番号　・整理番号　・受給者番号
・パンチ生年月日　・パンチ氏名カナ　・納税者番号　・務署連絡区分
・警告エラー無視サイン　・強制課税区分　・手入力区分　・所得_営業等
・所得_営業(営業等内訳)　・所得_他事(営業等内訳)　・所得_漁業(営業等内訳)　・所得_農業
・所得_肉用牛(免税・免外計)　・所得_肉用牛(免外売却価格)　・所得_不動産　・所得_利子
・所得_配当(配当控除適用分)　・所得_配当(配当控除適用無分)　・所得_配当(少額)　・所得_給与
・所得_公的年金　・所得_雑　・所得_譲渡一時　・所得_一時(2分の1前)
・所得_総合短期　・所得_総合譲渡長期(2分の1前)　・所得_退職　・所得_分離山林
・所得 _分離事業雑　・所得_分離短期　・所得_分離短期軽減　・所得_分離長期(一般)
・所得_分離長期(優良)　・所得_分離長期(居住)　・所得_分離上場株式　・所得_分離未公開株式
・所得_分離先物取引　・合計所得金額　・総所得金額　・総所得金額等
・純損失の金額　・雑損失の金額　・先物取引繰越控除　・専従者控除_配偶者
・専従者控除_その他　・平均課税(前々年変動所得)　・平均課税(前年の変動所得)　・平均課税(変動所得)
・平均課税(臨時所得)　・特別控除_一時　・特別控除_総合譲渡　・特別控除_短期
・特別控除_短期軽減　・特別控除_長期(一般)　・特別控除_長期(優良)　・特別控除_長期(居住)
・特別控除_山林　・特別控除_上場株式　・特別控除_未公開株式　・給与収入(一般)
・給与収入(専従)　・給与(特定控除)　・公的年金収入　・本人_特別障害
・本人_その他障害　・本人_老年者　・本人_寡婦　・本人_寡夫
・本人_勤労学生　・本人_未成年　・本人_夫あり　・同一生計配偶者あり
・同一生計配偶者あり(老人)　・配偶者所得　・扶養_一般　・扶養_特定
・扶養_老人同居　・扶養_老人合計　・扶養_障害(特別同居)　・扶養_障害(特別合計)
・扶養_障害(その他)　・青色申告区分　・専従者_配偶者　・専従者_その他
・非課税所得区分1　・非課税所得金額1　・控除_雑損　・控除_医療費
・控除_社会保険料　・控除_小規模企業共済等掛金　・控除_生命保険料　・控除_損害保険料
・控除_寄附金　・控除_配偶者特別　・控除_配偶者　・控除_本人
・控除_扶養　・控除_障害(扶養控除内数)　・控除_基礎　・生命保険_支払額
・生命保険_個人年金支払額　・損害保険_地震支払額　・損害保険_長期支払額　・所得控除_合計
・退職_退職収入(現年課税分)　・退職_所得税用退職所得　・退職_勤続年数　・退職_障害区分
・所得税_控除_損害保険料　・所得税_控除_生命保険料　・所得税_控除_配偶者特別　・所得税_控除_寄附金
・所得税_合計所得　・所得税_所得控除計　・所得税_その他税額控除　・所得税_所得税額
・計算値_合計所得金額　・計算値_控除額合計　・計算値_配当控除　・計算値_特別減税額
・計算値_所得税額　・収入_営業等　・収入_営業(営業等内数)　・収入_漁業(営業等内数)
・収入_他事(営業等内数)　・収入_農業　・収入_肉用牛　・収入_不動産
・収入_利子　・収入_配当(配当控除適用分)　・収入_配当(配当控除適用無分)
・収入_配当(少額配当分)　・収入_雑　・収入_一時　・収入_総合譲渡短期
・収入_総合譲渡長期　・収入_分離事業・雑　・収入_分離短期　・収入_分離短期軽減
・収入_分離長期(一般)　・収入_分離長期(優良)　・収入_分離長期(居住)　・収入_分離山林
・収入_分離上場株式　・収入_分離未公開株式　・収入_分離先物取引　・特例摘要条文長期
・特例摘要条文短期　・特例摘要条文予備　・エラー区分　・エラー内容
・作成日　・更新日　・更新時間　・更新職員個人番号
・更新端末番号　・配当割額　・株式譲渡繰越損失　・併徴先判定区分
・転送区分　・転送先コード　・転送日　・所得_長期(居住特例)
・長期(居住特例)の繰越損失　・収入_配当(私募証券)　・収入_配当(一般外貨建)　・所得_配当(私募証券)
・所得_配当(一般外貨建等証券)　・所得税_外国税額控除　・所得税_住宅ローン控除　・住宅取得等特別控除
・翌年申告作成区分　・住宅取得等特別控除計算値　・住宅取得等特別控除可能額　・税源移譲減額計算値
・発送区分　・調査コード・金額予備8　・金額予備9　・金額予備10
・譲渡割額　・寄附金(ふるさと納税)　・寄附金(共同募金・日赤支部)・寄附金(市条例指定)
・寄附金(都道府県条例指定)　・所得_分離上場配当　・収入_分離上場配当　・住宅取得等可能額(H21～)
・算入強制区分　・強制親区分　・国税連携区分　・還付申告区分
・エラー詳細コード　・扶養_年少　・特定寄附金
・震災関連寄附金(限度額80%の分)　・特定震災指定寄附金(税額控除適用分)　・認定NPO寄附金(税額控除適用分)
・寄附金控除(税額控除)　・退職_特定役員区分　・金額予備項目12　・金額予備項目13
・金額予備項目14　・金額予備項目15　・申告日時　・新生命保険_支払額
・新生命保険_個人年金支払額　・生命保険_介護医療支払額　・資料に記載された個人番号　・寄附金(ワンストップ特例)
・医療費支払額　・計算値　医療費控除　・医療費控除の特例区分(0:従来 1:特例適用)　・内)特定譲渡繰損
・金額予備項目18　・金額予備項目19　・金額予備項目20　・市民税　外国税額控除　・県民税　外国税額控除

【次頁に続く】

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

【前頁からの続き】

1. 当初資料ファイル

・扶養関係

・宛名番号　・年度分　・扶養者宛名番号　・扶養関係コード
・履歴連番　・作成日　・更新日　・更新時間
・更新職員個人番号　・更新端末番号　・照会区分　・被扶養者宛名番号

・申告特例通知書

・宛名番号　・年度分　・算定団体コード
・バッチ連番　・処理コード　・資料番号
・寄附先コード　・パンチ氏名かな　・パンチ生年月日
・パンチ性別　・合計寄附金額　・入力日
・算入強制区分　・作成日　・更新日
・更新時間　・更新職員宛名番号　・更新端末番号
・訂正区分

・記載番号情報

・宛名番号　・年度分　・バッチ連番
・処理コード　・合算区分　・対象区分
・記載順　・記載個人番号　・作成日
・更新日　・更新時間　・更新職員宛名番号
・更新端末番号

2. 障害者ファイル

・賦課期日情報

・宛名番号　・年度　・算定団体コード　・履歴連番
・氏名カナ　・氏名漢字　・生年月日　・性別
・町名　・番地　・方書　・地区コード
・行政区コード　・班コード　・世帯番号　・世帯主かな
・世帯主氏名漢字　・記載順位　・続柄名　・続柄区分
・続柄コード1　・続柄コード2　・続柄コード3　・続柄コード4
・現存区分　・人格区分　・住民となる判定日　・住民となる事由
・住民でなくなる日　・住民でなくなる事由　・転出確定区分　・配偶者宛名番号
・生活保護区分　・障害者区分1　・障害者区分2　・障害者区分3
・国保資格　・介護保険資格　・国民年金資格　・国民年金記号
・国民年金番号　・後期高齢資格　・各種情報2　・各種情報3
・各種情報4　・申告書作成区分　・前年申告区分　・前年徴収区分
・本人_老年者　・本人_未成年　・作成日　・更新日
・更新時間　・更新職員個人番号　・更新端末番号　・郵便番号
・郵便番号BC　・住登外課税区分　・市町村コード　・申告発送日
・生保開始日　・生保終了日　・詳細コード　・発送管理1
・発送管理2　・発送管理3　・発送管理4　・発送管理5
・発送管理6　・発送管理7

3. 生活保護ファイル

・賦課期日情報

・宛名番号　・年度　・算定団体コード　・履歴連番
・氏名カナ　・氏名漢字　・生年月日　・性別
・町名　・番地　・方書　・地区コード
・行政区コード　・班コード　・世帯番号　・世帯主かな
・世帯主氏名漢字　・記載順位　・続柄名　・続柄区分
・続柄コード1　・続柄コード2　・続柄コード3　・続柄コード4
・現存区分　・人格区分　・住民となる判定日　・住民となる事由
・住民でなくなる日　・住民でなくなる事由　・転出確定区分　・配偶者宛名番号
・生活保護区分　・障害者区分1　・障害者区分2　・障害者区分3
・国保資格　・介護保険資格　・国民年金資格　・国民年金記号
・国民年金番号　・後期高齢資格　・各種情報2　・各種情報3
・各種情報4　・申告書作成区分　・前年申告区分　・前年徴収区分
・本人_老年者　・本人_未成年　・作成日　・更新日
・更新時間　・更新職員個人番号　・更新端末番号　・郵便番号
・郵便番号BC　・住登外課税区分　・市町村コード　・申告発送日
・生保開始日　・生保終了日　・詳細コード　・発送管理1
・発送管理2　・発送管理3　・発送管理4　・発送管理5
・発送管理6　・発送管理7

【次頁に続く】

【前頁からの続き】

4. 年金特徴ファイル

・年金特徴対象者情報

・捕捉年度　・宛名番号　・データ区分　・履歴番号　・レコード区分
・市町村コード　・特別徴収義務者コード　・通知内容コード　・予備1　・特別徴収制度コード
・作成年月日　・年金保険者用整理番号1　・年金コード　・予備2　・生年月日
・性別　・氏名カナ　・氏名漢字　・郵便番号　・住所カナ
・住所漢字　・各種区分コード　・処理結果コード　・予備3　・各種年月日
・各種金額1　・各種金額2　・各種金額3　・予備4　・年金保険者用整理番号2
・特徴開始月　・特徴開始期別　・特徴依頼日　・突合結果コード　・突合区分
・特徴状態　・レコード番号　・システム作成日　・更新日　・更新時間
・更新職員宛名番号　・更新端末番号
・各種金額4　・各種金額5　・各種金額6　・各種金額7　・各種金額8
・停止年月　・個人番号

・年金特徴受理情報（天引結果、中止結果）

・捕捉年度　・依頼周期　・依頼年月日　・ファイル名
・レコード区分　・市町村コード　・特別徴収義務者コード　・通知内容コード
・予備1　・特別徴収制度コード　・作成年月日　・年金保険者用整理番号1
・年金コード　・予備2　・生年月日　・性別
・氏名カナ　・氏名漢字　・郵便番号　・住所（カナ）
・住所（漢字）　・各種区分コード　・処理結果コード　・予備3
・各種年月日　・各種金額欄（金額1）　・各種金額欄（金額2）　・各種金額欄（金額3）
・予備4　・年金保険者用整理番号2　・レコード番号　・システム作成日
・更新日　・更新時間　・職員宛名番号　・端末番号
・個人番号　・各種金額欄（金額4）　・各種金額欄（金額5）　・各種金額欄（金額6）
・各種金額欄（金額7）　・各種金額欄（金額8）　・停止年月

【前頁からの続き】

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

【前頁からの続き】

5. 課税台帳ファイル

・課税情報

・宛名番号　・年度分　・算定団体コード　・履歴連番　・処理日　・異動日　・異動事由
・異動事由補足　・申告区分　・徴収区分　・指定番号　・整理番号　・受給者番号
・納税者番号　・税務署連絡区分　・警告エラー無視サイン　・強制課税区分　・手入力区分　・前住地課税区分
・賦課所在地コード　・所得_営業等　・所得_営業(営業等内訳)　・所得_他事(営業等内訳)　・所得_漁業(営業等内訳)
・所得_農業　・所得_肉用牛・肉用牛売却価格　・所得_不動産　・所得_利子　・所得_株式配当　・所得_配当控除無分
・所得_配当(少額)　・所得_給与　・所得_公的年金　・所得_雑　・所得_譲渡一時　・所得_一時(2分の1前)
・所得_総合短期　・所得_総合譲渡長期　・所得_分離山林・所得_退職　・所得_分離事業雑　・所得_分離短期
・所得_分離短期軽減　・所得_分離長期一般・所得_分離長期優良　・所得_分離長期居住　・所得_分離上場株式
・所得_分離未公開株式　・所得_分離先物取引　・所得_特控後_山林　・所得_特控後_短期　・所得_特控後_短期軽減
・所得_特控後_長期一般　・所得_特控後_長期優良　・所得_特控後_長期居住　・所得_特控後_上場株式
・所得_特控後_未公開株式　・合計所得金額　・総所得金額・総所得金額等　・純損失　・雑損失　・先物取引繰越控除
・専従者控除_配偶者　・専従者控除_その他　・前々年の変動所得　・前年の変動所得　・変動所得　・臨時所得
・特別控除_一時　・前々年の変動所得　・特別控除_総合譲渡　・特別控除_短期　・特別控除_短期軽減
・特別控除_長期一般　・特別控除_長期優良・特別控除_長期居住　・特別控除_山林　・特別控除_上場株式
・特別控除_未公開株式　・給与収入(一般)　・給与(特定控除)　・公的年金収入　・本人_特別障害　・本人_他障害
・本人_老年者　・本人_寡婦　・本人_寡夫　・本人_勤労学生　・本人_未成年　・本人_夫あり　・同一生計配偶者あり
・同一生計配偶者あり(老人)　・配偶者所得　・扶養_一般　・扶養_特定　・扶養_老人同居　・扶養_老人合計
・扶養_障害(特別同居)　・扶養_障害(特別合計)　・扶養_障害(その他)・青色申告区分　・専従者_配偶者　・専従者_その他
・非課税所得区分1　・非課税所得金額1　・控除_雑損　・控除_医療費　・控除_社会保険料　・控除_小規模
・控除_生保　・控除_損保　・控除_寄付金　・控除_配偶者特別　・控除_配偶者　・控除_本人　・控除_扶養
・控除_扶養障害　・控除_基礎　・生命保険_支払額　・生命保険_個人年金　・損害保険_地震　・損害保険_旧長期
・所得控除_合計　・退職_退職収入　・退職_所得税用退職　・退職_勤続年数　・退職_障害区分　・所得税_控除_損保
・所得税_控除_生保　・所得税_控除_配偶者特別　・所得税_控除_寄付金　・所得税_合計所得　・所得税_所得控除計
・所得税_その他税額控除　・所得税_所得税額　・計算値_合計所得金額　・計算値_控除額合計　・計算値_配当控除
・計算値_特別減税額　・計算値_所得税額　・保育用所得税額　・課標_総合　・課標_総合(実計)　・課標_肉用牛
・課標_山林　・課標_退職　・課標_事業雑　・課標_短期　・課標額_短期軽減　・課標_長期優良　・課標_長期居住
・課標_上場株式　・課標_未公開株式　・課標_先物取引　・課標_合計　・市_総合　・市_肉用牛　・市_山林
・市_退職　・市_事業雑　・市_短期　・市_短期軽減　・市_長期一般　・市_長期優良　・市_長期居住
・市_上場株式　・市_未公開株式　・市_先物取引　・市_合計　・市_配当控除　・市_外国税額控除　・市_調整額
・市_定率控除額　・市_端数　・市_所得割　・市_減免額(所得割)　・市_均等割　・市_減免額(均等割)
・県_総合　・県_肉用牛　・県_山林　・県_退職　・県_事業雑　・県_短期　・県_期軽減+A3　・県_長期一般
・県_長期優良　・県_長期居住　・県_上場株式　・県_未公開株式　・県_先物取引　・県_合計　・県_配当控除
・県_外国税額控除　・県_調整額　・県_定率控除額　・県_端数　・県_所得割　・県_減免額(所得割)　・県_均等割
・県_減免額(均等割)　・差引年税額　・収入_営業等　・収入_営業(営業等内数)　・収入_漁業(営業等内数)
・収入_他事(営業等内数)　・収入_農業　・収入_肉用牛　・収入_不動産　・収入_利子　・収入_株式配当
・収入_配当(控除無分)　・収入_配当(少額配当分)　・収入_雑　・収入_一時　・収入_総合譲渡短期
・収入_総合譲渡長期　・収入_分離事業雑　・収入_分離短期　・収入_分離短期軽減　・収入_分離長期一般
・収入_分離長期優良　・収入_分離長期居住　・収入_分離山林　・収入_分離上場株式　・収入_分離未公開株式
・収入_先物取引　・損益_経常所得　・損益_分離短期　・損益_分離短期軽減　・損益_総合譲渡短期　・損益_分離長期一般
・損益_分離長期優良　・損益_分離長期居住　・損益_譲渡一時　・損益_分離山林　・損益_退職　・国保_推定所得
・国保_繰越損失　・国保_繰越損失軽減用　・特例適用条文長期　・特例適用条文短期　・特例適用条文予備
・配当割額　・配当譲渡割の控除額(市町村)　・配当譲渡割の控除額(県)　・決裁区分　・併徴元区分
・転送区分　・株式譲渡繰越損失　・強制親区分　・システム作成日　・更新日　・更新時間　・更新職員個人番号
・更新端末番号　・市_老年者経過　・県_老年者経過　・市_配当譲渡割控除不足額　・県_配当譲渡割控除不足額
・市_調整控除額　・県_調整控除額　・所得_分離長期居住特例　・長期居住特例繰越損失　・収入_配当(私募)
・収入_配当(一般外貨)　・所得_配当(私募)　・所得_配当(一般外貨)　・強制発送区分　・所得税_外国税額控除
・所得税_住宅ローン控除　・資料番号　・住宅取得等控除__入力値　・市_税源移譲_入力値　市_住宅取得税額控除
・県_住宅取得控除　・市_税源移税税額控除　・県_税源移譲税額控除　・翌年申告作成区分
・住宅取得等特別控除__計算値　・住宅取得等可能額　・県_税源移譲_入力値　・発送区分　・調査コード
・上場配当繰越損失　・住宅用課税標準額　・住宅用所得税額　・譲渡割額　・寄附金(ふるさと納税)
・寄附金(共同募金・日赤支部)　・寄附金(市区町村条例指定)　・寄附金(都道府県条例指定)　・市_寄附金
・県_寄附金　・所得_分離上場配当　・収入_分離上場配当　課標_上場配当　・市_上場配当　・県_上場配当
・住宅借入金等可能額(H21～)　・還付申告区分　・翌年度用給与支払額　・翌年度用社保　・還付加算起算日
・減免区分　・普徴減免開始月　・特徴減免開始月　・減免率　・国外所得総額　・外国所得税額
・扶養_年少　・特定寄附金　・震災関連寄附金　・特定震災指定寄附金　・認定NPO寄附金
・寄附金税額控除　・金額予備項目11　・金額予備項目12　・金額予備項目13　・金額予備項目14
・金額予備項目15　・新生命保険_支払額　・新生命保険_個人年金　・生命保険_介護医療
・寄附金(ワンストップ特例)　・市民税_申告特例控除額(税額控除)　・県民税_申告特例控除額(税額控除)　・医療費支払額
・医療費補てん額　・計算値_医療費控除　・金額予備項目16　・金額予備項目17　・金額予備項目18　・金額予備項目19
・金額予備項目20　・寄附金(ワンストップ特例)　・市民税　申告特例控除額(税額控除)　・県民税　申告特例控除額(税額控除)

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
当初資料ファイル・障害者関係ファイル・生活保護関係ファイル・年金特徴ファイル・課税台帳ファイル・課税資料イメージファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・住民情報の入手については、個人住民税システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、課税対象候補となりうる住民以外の情報を入手することはない。 ・住民からの申告情報の入手については、窓口での個人番号カードその他本人確認書類の確認や個人番号の真正性確認を実施し、対象者以外については本来の該当市区町村への申告を住民に伝えている。 ・本市の課税対象者以外の課税資料が誤って本市に送付されてきた場合、1件ごとに基本4情報に基づいて課税対象者と合致するか確認を行うと共に、対象者以外の情報が存在した場合については、速やかに該当の市区町村に回送する。 ・eLTAXや国税連携等を通じて提出された課税資料の個人番号及び基本4情報は、本市保有情報と手順書に基づいた方法により突合し、チェックした上で入手している。 ・住登外者に対する個人番号確認については、職員2名以上でダブルチェックを行って対象者を特定した上でCSより情報を入手している。 ・情報照会については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報入手の抑止を図っている。アクセスログ（証跡）については完全性を担保し、改竄不能な対策を講じている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
【不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置】 ・庁内連携機能からの宛名情報の入手については、入退室管理をしている委託先のIDC内のサーバへの通信に限定することで、情報の詐取や奪取、改竄等が行われないようにしている。 ・庁内連携機能からの情報照会については、アクセス権限を有しない職員の「なりすまし」による入手への対策を講じている。また、当該情報に接続可能な端末を予め登録し、許可された端末に限定した入手方法とすることで、対象外端末からの入手が行われないように対策を講じている。 ・情報照会のアクセス権限を有する職員に対し、対象者以外又は必要な情報以外を入手しないよう所要な教育を行っている。 【入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置】 ・入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照会などを確認することで正確性を確保している。 ・収集した情報を精査すると共に、その情報に間違い等がある場合は、職権で適宜修正することにより正確性を確保している。	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・宛名管理システムにおいては、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号を宛名情報とは物理的に分けて管理しており、個人番号利用事務（システム）以外では、アクセスできないようアクセス制御している。 ・個人住民税システムの住民税賦課機能以外からは、個人番号にアクセスできないようアクセス制御している。 ・申告受付システムの申告受付機能以外からは、個人番号にアクセスできないようアクセス制御している。 ・収納消込システムからは、個人番号にアクセスできないようアクセス制御している。 ・滞納整理システムからは、個人番号にアクセスできないようアクセス制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	・システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てると共に、ユーザIDとパスワードによる個人認証を行う。 ・パスワードには、有効期限の設定、同一または類似パスワード再利用制限、最低文字数の設定等を行っている。 ・ユーザIDとパスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないよう厳重に管理している。 ・ユーザIDとパスワードを複数人で共有することを禁止している。
その他の措置の内容	【アクセス権限の発効・失効管理】 ・ユーザIDとパスワードの発効や失効管理は、人事異動や退職時など予め定められたルールに基づき適切に行っている。 【アクセス権限の管理】 ・ユーザIDとパスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 ・ユーザIDについては、管理者が定期的にチェックを行い、不要なユーザIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効可能なようにしている。 【特定個人情報の使用記録】 ・税務システムのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログ（日時、操作者名、対象者名、操作内容等を記録し保管している。 ・操作ログの記録について、確認が必要となった場合には即座に確認できる機能を準備している。また、異常なアクセスログ（休業日や業務時間外のアクセス、ログイン記録）については定期的にチェックを行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
【従業者が業務外で使用するリスクに対する措置】 ・外部媒体への情報のコピーや印刷を制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。 ・各種アクセスログや操作ログを取得しているため、業務外利用した場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外での利用を抑止している。 【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置】 ・バックアップファイルの取得は入退室管理をしている本庁舎内の部屋（サーバ室）内での作業に限定されている。また、バックアップファイルの持ち出しはセキュリティ責任者による承認を必須としている。 ・特定個人情報を取扱う作業を行う場合は、外部記憶媒体への出力（記録）が不可能な端末により行っている。 ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持った者のみが、特定の端末および特定の記録媒体への書き出しのみに限定している。 ・特定個人情報を記録した紙媒体やDVD等の外部記録媒体は、施錠保管し、鍵は管理者が厳重に管理している。 ・保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不能な状態で確実に消去し廃棄している。 ・特定個人情報ファイルを取扱うサーバや端末機器を廃棄もしくはリース満了による返却する場合、機器内部の記憶装置から全ての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　定めている　] <選択肢> 1) 定めている　2) 定めていない
規定の内容	・契約書において、秘密保持、個人情報の使用、複製等、管理、個人情報の取得、個人情報の返還及び事故発生時の対応等について規定しており、必要に応じて、職員がその内容を確認する。 ・委託業者との間で、次の情報セキュリティ要件等を明記した契約を締結している。 個人情報保護条例をはじめとする関連する規則等の遵守 情報セキュリティ実施手順の遵守 委託先の責任者・作業者・作業場所の特定 提供されるサービスレベルの保証 従業員に対する教育の実施 提供された情報の目的外利用および受託者以外の者への提供禁止 業務上知り得た情報の守秘義務(作業者からの誓約書提出義務) 再委託に関する制限事項の遵守 委託業務の定期報告および緊急時報告義務 情報セキュリティが遵守されなかった場合の規定(損害賠償など)
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　十分に行っている　] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている　3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
具体的な方法	契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、本市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして本市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。
その他の措置の内容	ー
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] <選択肢> 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
【委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスクに対する措置】 ・契約締結時において、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止等の個人情報取扱特記事項を明記した契約書により、契約締結していると共に、作業関係者全員より「秘密保持に関する誓約書」を徴している。 ・情報資産を提供する際、必要に応じ暗号化またはパスワードの設定を行っている。 ・定期報告会等において、情報セキュリティ要件の確認及び是正を行っている。	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[　　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　定めている　] <選択肢> 1) 定めている　2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・庁外への「提供」に当たっては、「国と地方団体との税務行政運営上の協力について」に基づくうえ、番号法関係法令で定められた提供先・事項についてのみ行う。 ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び番号法に基づく本市条例規則上認められる提供・移転のみが行われる仕組みとなっており、不正に提供・移転されることはない ・庁内での「移転」に当たっては、番号法関連法令及び地方税法の守秘義務に照らし、事前にデータ利用について移転先と協議を行ったうえで協議書を交わし、許可したもののみ行うこととしている。
その他の措置の内容	外部媒体へのデータの書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可している。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] <選択肢> 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
【不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置】 ・他機関への提供については、予め定められた方法のみで行っている。また、複数の職員による確認も行っている。 【誤った情報を(相手に)提供・移転してしまうリスクに対する措置】 ・個人情報が正確かつ最新であることを定期的に確認する手順、不正確または最新でないことが判明した場合の訂正手順が明確になっている。	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない(入手)　[　]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【番号連携システムのソフトウェアにおける措置】 ・番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・情報照会機能(注1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(注2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(注3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (注1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (注2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (注3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]　<選択肢> 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【番号連携システムのソフトウェアにおける措置】 ・慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・情報提供機能(注)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーに格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (注)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]　<選択肢> 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置
【加須市における措置】 ・番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。 ・番号連携システムは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。 ・番号連携システムと自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・番号連携システムの職員認証・権限設定において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制限)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 【中間サーバーの運用における措置】 ・中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	ー	
再発防止策の内容	ー	
その他の措置の内容	【本市における措置】 ◎物理的対策 ・特定個人情報を保管するサーバ設置場所には、入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに保管している。 ・特定個人情報を扱うPCは、セキュリティワイヤーにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、スクリーンセーバーを利用している。 ・特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 ・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 ・特定個人情報を保管するサーバは定期保守を実施することで、情報の毀損等への対策を図り、定期保守を実施する際には、事業者による漏えい等を防ぐため、秘密保持契約や情報を消去した状態での実施等の対策を実施している。 ◎技術的対策 ・ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。 ・ウィルスメール／スパムメール対策システムを導入している。 ・ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。 ・外部ネットワークから受信したファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウィルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステムへの侵入を防止している。 ・使用されていないポートを閉鎖している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ◎物理的対策 ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ◎技術的対策 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウィルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及び、ミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置】 ・基本的に届出・申請等に基づき、更新を実施しているが、情報に誤りがある場合は、職権により修正を行っている。 【特定個人情報が消去せれずいつまでも存在するリスクに対する措置】 ・特定個人情報の消去にあたっては、消去の必要性があれば、業務責任者の承認を得た上で実施する。		

8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　十分に行っている　]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	【本市における措置】 ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を実施している。 ・特定個人情報を取扱う職員等を対象にe-ラーニングによるセキュリティ教育を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規程を設けている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	

10. その他のリスク対策
【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号 347-8501 加須市役所　総務部　税務課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111(代表)
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号 347-8501 加須市役所　総務部税務課、収納課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111(代表)
②対応方法	・問合せの受付時及びその対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、規定に定められた担当部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応する。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年10月1日
②しきい値判断結果	[　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　] ＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	Ⅰ基本情報　6．評価実施機関における担当部署　②所属長	税務課　立岡　昭一	税務課　橋本　敬之	事後	所属長の変更
平成28年6月15日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　3．特定個人情報の入手・使用　⑤使用方法	1．課税準備事務において、個人市民税申告書に個人番号を出力して発送する。 2．課税資料受付事務において、確定申告書、個人市民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。また、住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する地方税法第294条第3項通知（住登外課税通知）に個人番号を記載する。 3．賦課決定および更正事務において、資料確認時に同一人の資料が複数存在する場合、個人番号を名寄せの判断に利用する。 4．調査事務において、納税義務者の居住する市町村以外に居住する控除対象配偶者や扶養親族について、控除の要件を満たしているか否かの問い合わせに情報提供ネットワークシステムを利用する。	1．課税資料受付事務において、確定申告書、個人市民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。また、住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する地方税法第294条第3項通知（住登外課税通知）に個人番号を記載する。 2．賦課決定および更正事務において、資料確認時に同一人の資料が複数存在する場合、個人番号を名寄せの判断に利用する。 3．調査事務において、納税義務者の居住する市町村以外に居住する控除対象配偶者や扶養親族について、控除の要件を満たしているか否かの問い合わせに情報提供ネットワークシステムを利用する。	事後	使用方法の変更
平成28年6月15日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　3．特定個人情報の入手・使用　⑤使用方法　情報の突合	・上欄の1，2，3，4において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 ・上欄の3の資料確認において、個人番号を利用して課税資料の突合を行う。	・上欄の1，2，3において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 ・上欄の2の資料確認において、個人番号を利用して課税資料の突合を行う。	事後	使用方法の変更に伴う記載内容の見直し
平成28年6月15日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　4．特定個人情報ファイルの取り扱いの委託　委託事項3　①委託内容	委託事項3　　納税通知書の封入封緘 ①委託内容　納税通知書の裁断及び封入封緘	委託事項3　　給与所得に係る特別徴収税額の通知の封入封緘 ①委託内容　給与所得に係る特別徴収税額の通知の封入封緘	事後	委託内容の変更
平成28年6月15日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　5．特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うものを除く）　提供先1　②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	記載内容の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先4 ②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の支給に関する事務であって主務省令で定められた事務	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	記載内容の見直し
平成28年6月15日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先8 ②移転先における用途	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	記載内容の見直し
平成28年6月15日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先9 ②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた用途（職業訓練給付の支給額の算定）	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途（職業訓練給付の支給額の算定）	事後	記載内容の見直し
平成28年6月15日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先51 ②提供先における用途	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	記載内容の見直し
平成28年6月15日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先51 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	事後	記載内容の見直し
平成28年6月15日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先60 ①法令上の根拠	番号法第19条第1項第1号	番号法第19条第1号	事後	記載内容の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	Ⅳ開示請求、問合せ　1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　①請求先	住所：埼玉県加須市下三俣290番地	住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	Ⅳ開示請求、問合せ　2. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ　①連絡先	住所：埼玉県加須市下三俣290番地	住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成29年7月18日	Ⅰ基本情報　5. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供　②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項）	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項）	事後	記載内容の見直し
平成29年7月18日	Ⅰ基本情報　6. 評価実施機関における担当部署　②所属長	収納課　増田　一夫	収納課　平渡　勢津郎	事後	所属長の変更
平成29年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　2. 基本情報　⑥事務担当部署	総務部税務課、総務部収納課、各総合支所市民税務課	総務部税務課、総務部収納課、各総合支所市民福祉健康課	事後	部署名の変更
平成29年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　3. 特定個人情報の入手・使用　④使用の主体	総務部税務課、総務部収納課、各総合支所市民税務課	総務部税務課、総務部収納課、各総合支所市民福祉健康課	事後	部署名の変更
平成29年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　5. 特定個人情報の提供・移転　提供先56　①法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第120項）	番号法第19条第7号　別表第二（第119項）	事後	記載内容の見直し
平成29年7月18日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　5. 特定個人情報の提供・移転	―	提供先62	事前	提供先の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	Ⅰ基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課 橋本 敬之 収納課 平渡 勢津郎	税務課長 収納課長	事後	記載項目の変更
平成30年6月29日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用	社会福祉課	生活福祉課	事後	部署名の変更
平成30年6月29日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	こども局 こども政策課	こども局 子育て支援課	事後	部署名の変更
平成30年6月29日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	福祉部 社会福祉課	福祉部 生活福祉課	事後	部署名の変更
令和1年12月24日	Ⅴ評価実施手続き ①実施日	平成26年11月14日時点	令和元年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和1年12月24日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第119項)	番号法第19条第7号 別表第二(第1項)	事後	保護評価の再実施に伴う記載内容の変更
令和1年12月24日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	―	提供先63	事後	保護評価の再実施に伴う提供先の追加
令和1年12月24日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	―	提供先64	事後	保護評価の再実施に伴う提供先の追加
令和1年12月24日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2 ④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	保護評価の再実施に伴う記載内容の変更
令和1年12月24日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2 ⑤再委託の許諾方法	―	委託契約約款に基づき、「再委託に関する承認申請書」の提出を受け、再委託が適当と認めた場合承認する。	事後	保護評価の再実施に伴う記載内容の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月24日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託　委託事項2　⑥再委託事項	－	給与や年金支払報告書を税務システムで利用できる電子データファイルを作成(データパンチ)する。	事後	保護評価の再実施に伴う記載内容の変更
令和1年12月24日	Ⅰ基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム7　③他のシステムとの接続	[　]情報提供ネットワークシステム [○]庁内連携システム [　]住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [　]その他	[○]情報提供ネットワークシステム [　]庁内連携システム [　]住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [　]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他	事後	保護評価の再実施に伴う記載内容の変更
令和1年12月24日	Ⅰ基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム8　③他のシステムとの接続	[○]情報提供ネットワークシステム [　]庁内連携システム [　]住民基本台帳ネットワークシステム [　]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [　]税務システム [　]その他	[○]情報提供ネットワークシステム [　]庁内連携システム [○]住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [　]税務システム [　]その他	事後	保護評価の再実施に伴う記載内容の変更
令和1年12月24日	Ⅰ基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム1　③他のシステムとの接続	[　]情報提供ネットワークシステム [○]庁内連携システム [　]住民基本台帳ネットワークシステム [　]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [　]その他	[　]情報提供ネットワークシステム [○]庁内連携システム [　]住民基本台帳ネットワークシステム [　]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他（コンビニ交付システム）	事後	保護評価の再実施に伴う記載内容の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月24日	Ⅰ基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム9　③他のシステムとの接続		1. 既存住基システム連携機能 :既存住基、印鑑、税システムから証明書情報を連携する機能 2. 各種証明書発行機能 :住民票の写し、印鑑、税等の各種証明書を発行する機能 3. コンビニ交付機能 :機構が管理する証明書交付センターからの要求に応答して各種証明書を自動交付する機能	事後	保護評価の再実施に伴う記載内容の追加
令和2年12月23日	Ⅰ基本情報　5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事例の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85−2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事例の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	事後	法令改正に伴う変更
令和3年8月1日	Ⅰ基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム2 ①システム名称	住民税申告支援システム	申告受付システム	事前	再評価の実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月1日	Ⅰ基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム2 ②システムの機能	1. 各種データ取込 ・宛名情報取込機能 対象年度の入力処理を行うための宛名情報を取り込む。 ・課税資料情報取込機能 給与支払報告書情報、年金支払報告書情報を取り込む。 ・社会保険料収納情報取込機能 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の収納情報を取り込む。 2. 課税資料情報入力 ・支払報告書情報入力機能 給与支払報告書情報、年金支払報告書情報を入力する。 ・申告情報入力機能 申告内容に基づき所得情報や控除情報を入力し、確定申告書、または住民税申告書の作成を行う。 3. 課税資料チェック機能 各課税資料の関連チェックを行う。 4. 当初課税データ作成機能 個人住民税システムで取り込まれる当初課税用ファイルの作成を行う。	確定申告の受付に伴い、確定申告書や住民税申告書等作成・当初賦課資料の管理を行う。 把握した情報をもとに税額を算出し、個人住民税の賦課・徴収を行う。	事前	再評価の実施
令和3年8月1日	Ⅰ基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム2 ③他システムとの接続		宛名システム等を追加	事前	再評価の実施
令和3年8月1日	Ⅰ基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム5 ①システム名称	住登外・宛名管理システム	宛名管理システム	事前	再評価の実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月1日	Ⅰ基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム5 ②システムの機能	1. 宛名番号付番機能 ・宛名番号が未登録の個人について、新規に番号を付番する。 2. 宛名情報等管理機能 ・住登外者（事業所などの法人等）の宛名情報等を登録管理する。 ・納税通知書などの送付先情報を登録管理する。 ・振替口座および振込口座情報等を登録管理する。	1. 宛名番号付番機能 ・宛名番号が未登録の個人について、新規に番号を付番する。 2. 宛名情報等管理機能 ・住登外者（事業所などの法人等）の宛名情報等を登録管理する。 ・納税通知書などの送付先情報を登録管理する。	事前	再評価の実施
令和3年8月1日	Ⅰ基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム6	収滞納管理システム	収滞納管理システムを収納消込システムと滞納整理システムに分割	事前	再評価の実施
令和3年8月1日	Ⅰ基本情報　3. 特定個人情報ファイル名	（1）個人住民税ファイル （2）収滞納ファイル	1. 当初資料ファイル、2. 障害者関係ファイル、3. 生活保護関係ファイル、4. 年金特徴ファイル、5. 課税台帳ファイル、6. 課税資料イメージファイル	事前	再評価の実施
令和3年8月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要1. 特定個人情報ファイル名	(1)個人住民税ファイル (2)収滞納ファイル	1. 当初資料ファイル、2. 障害者関係ファイル、3. 生活保護関係ファイル、4. 年金特徴ファイル、5. 課税台帳ファイル、6. 課税資料イメージファイル	事前	再評価の実施
令和3年8月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1　③委託先名	株式会社日立システムズ	AGS株式会社	事前	再評価の実施
令和3年8月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3　給与所得に係る特別徴収		削除	事前	再評価の実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要6. 特定個人情報の保管・消去	【本市における措置】 ・税務や業務共通システムについては、24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理を行っている区画(サーバ室)に設置している施錠管理されたサーバ内に保管する。 ・申告書及び届出書等の紙やデータの授受に利用する電磁的記録媒体については、許可された者以外入室することのできない執務室内での取り扱いのみに限られており、また使用後は、定められた場所で施錠管理を行って格納する等している。	【本市における措置】 ・既存住基システムの主サーバ機器等は委託先のIDCで管理している。 ・副サーバは、24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理を行っている区画(サーバ室)に設置している施錠管理されたサーバ内に保管する。 ・申告書及び届出書等の紙やデータの授受に利用する電磁的記録媒体については、許可された者以外入室することのできない執務室内での取り扱いのみに限られており、また使用後は、定められた場所で施錠管理を行って格納する等している。	事前	再評価の実施
令和3年8月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(別紙1)特定個人情報ファイル記録項目		新システムの記録項目に変更	事前	再評価の実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月1日	Ⅰ基本情報 システム10 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85－2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事例の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85－2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事例の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）	事前	再評価の実施
令和3年8月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先56 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（第119項）	番号法第19条第7号 別表第二（第120項）	事後	記載内容の見直し
令和3年8月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	―	提供先65	事後	再評価の実施に伴う提供先の追加
令和3年8月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手元	評価実施機関内の他部署（市民課、生活福祉課、高齢者福祉課、国保年金課）	評価実施機関内の他部署（市民課、生活福祉課、高齢介護課、国保年金課）	事後	部署名の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	福祉部　高齢者福祉課	福祉部　高齢介護課	事後	部署名の変更
令和3年8月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	こども局　保育幼稚園課	こども局　こども保育課	事後	部署名の変更
令和3年8月1日	Ⅰ基本情報　システム10　4. 個人情報の利用　法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項　別表第一の16の項、並びに主務省令第16条 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第8号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項　別表第一の16の項、並びに主務省令第16条 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第9号	事前	再評価の実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　再委託　④再委託の有無	再委託する	再委託しない	事前	再評価の実施
令和3年8月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　再委託　⑤再委託の許諾方法	委託契約約款に基づき、「再委託に関する承認申請書」の提出を受け、再委託が適当と認めた場合承認する。	削除	事前	再評価の実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託 ⑥再委託事項	システム運用業務の一部(帳票出力業務、システム運用監視業務)のみ。システム保守に係る事項については、再委託は認めていない。	削除	事前	再評価の実施
令和3年8月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1～56、62～65 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	再評価の実施
令和3年8月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先58、61 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事前	再評価の実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月1日	Ⅲリスク対策　2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）　特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置】 ・庁内連携機能からの宛名情報の入手については、入退室管理をしている本庁舎内の部屋（サーバ室）内のサーバへの通信に限定することで、情報の詐取や奪取、改竄等が行われないようにしている。 ・庁内連携機能からの情報照会については、アクセス権限を有しない職員の「なりすまし」による入手への対策を講じている。また、当該情報に接続可能な端末を予め登録し、許可された端末に限定した入手方法とすることで、対象外端末からの入手が行われないように対策を講じている。 ・情報照会のアクセス権限を有する職員に対し、対象者以外又は必要な情報以外を入手しないよう所要な教育を行っている。 【入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置】 ・入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照会などを確認することで正確性を確保している。 ・収集した情報を精査すると共に、その情報に間違い等がある場合は、職権で適宜修正することにより正確性を確保している。	【不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置】 ・庁内連携機能からの宛名情報の入手については、入退室管理をしている委託先のIDC内のサーバへの通信に限定することで、情報の詐取や奪取、改竄等が行われないようにしている。 ・庁内連携機能からの情報照会については、アクセス権限を有しない職員の「なりすまし」による入手への対策を講じている。また、当該情報に接続可能な端末を予め登録し、許可された端末に限定した入手方法とすることで、対象外端末からの入手が行われないように対策を講じている。 ・情報照会のアクセス権限を有する職員に対し、対象者以外又は必要な情報以外を入手しないよう所要な教育を行っている。 【入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置】 ・入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照会などを確認することで正確性を確保している。 ・収集した情報を精査すると共に、その情報に間違い等がある場合は、職権で適宜修正することにより正確性を確保している。	事前	再評価の実施

写

加須市個人情報保護に係る事務処理についての意見聴取依頼書

加健発第１２３号
令和３年７月６日

加須市情報公開・個人情報保護運営審議会会長　様

加須市長　大　橋　良　一

個人情報保護に係る事務処理に関し、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1　意見聴取件名
特定個人情報保護評価（重点項目評価）の再実施につき意見を求めることについて

2　意見聴取内容
本市では予防接種に関する事務について、基礎項目評価を実施しておりましたが、新型コロナワクチン接種が開始されたことに伴い、対象人数が住民の一部から全住民に拡大されます。
このため、しきい値判断が変更となることから、特定個人情報保護評価の再実施を行う必要がありますので、評価を再実施した重点項目評価書について、審議会の意見を求めるものです。

3　所管課
健康医療推進課

特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
14	予防接種に関する事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
加須市は、予防接種に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
加須市長

公表日
令和3年8月1日

［平成30年5月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2）変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民かつ政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないことになっており、その実施に係る事務（新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種を含む。） ②経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができるとされており、その徴収に係る事務 ③予防接種を行ったときは、遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間の保存に係る事務 予防接種に関する事務において、番号法別表第二に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ワクチン接種記録システム（VRSを使用し、新型コロナウイルスワクチンの接種状況の登録及び他市町村への接種記録の照会・提供を行う。
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	予防接種 ・予診票などの接種通知の発行 ・予防接種の接種実績の登録・集計
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）

システム2～5

システム2

①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1）宛名番号付番機能　団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内で個人を一意に特定できる統合宛名番号を付番する。 2）宛名情報等管理機能　団体内統合宛名システムにおいて、宛名情報を団体内統合宛名番号と個人番号を紐づける。 3）中間サーバー連携機能　中間サーバーからの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する。 4）既存システム連携機能　既存システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）

システム3

①システムの名称	中間サーバー

②システムの機能	情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行うため、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存・管理し、情報提供ネットワークシステムと既存システムとの情報の授受を仲介する。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　　）

システム4	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム（VRS）
②システムの機能	新型コロナウイルスワクチンの接種券の発行、接種記録の登録・集計、他市区町村へのワクチン接種記録の照会・提供を行う。
③他のシステムとの接続	[　]情報提供ネットワークシステム　[　]庁内連携システム [　]住民基本台帳ネットワークシステム　[　]既存住民基本台帳システム [　]宛名システム等　[　]税務システム [　]その他　（　）
システム5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	(情報連携) ・番号法第9条第1項、同法別表第一の10の項及び93の2の項、主務省令第10条及び67条の2 ・番号法第19条第8号 (VRSによる情報提供・照会) ・番号法第19条第6号及び第16号
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、同法別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項、主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、同法別表第二の16の2、16の3、18、115の2の項、主務省令第12条の2、第12条の2の2、第13条及び第59条の2
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部健康医療推進課、 こども局子育て支援課
②所属長の役職名	健康医療推進課長、子育て支援課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[　　システム用ファイル　　]　＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	加須市の住民基本台帳に記録され、予防接種の対象となる者
その必要性	予防接種の実施及び接種記録を適正に管理するため
④記録される項目	[　　100項目以上　　]　＜選択肢＞ 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)　[○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[○] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　(　　)
その妥当性	【個人番号(宛名番号)】 ・記載された番号をキーとして、個人を検索するため 【その他識別情報尾】 自治体内で個人を特定するため 【連絡先等情報】 発送・通知業務に利用するため 【健康・医療関係情報】 接種情報を利用した事務を行うため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	健康医療部　健康医療推進課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 市民課 ） [ ] 行政機関・独立行政法人等 （ ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） [○] 民間事業者 （ ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ ワクチン接種記録システム（VRS） ）
③使用目的 ※		個人番号により個人を検索するため。 情報提供ネットワークシステムに予防接種データを提供するため。 ワクチン接種記録システム（VRS）に接種対象者情報を登録するため。
④使用の主体	使用部署	健康医療部 健康医療推進課
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		適正に予防接種業務を行うため、予防接種の実績等の記録を管理する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。
	情報の突合	予防接種記録の一元管理のため、予防接種の実施に必要な情報、外部から取得した接種記録などを宛名番号、氏名、生年月日等により突合し、登録する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供する ために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。（転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う）
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] ( ) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	システムの保守・運用	
①委託内容	接種記録の情報連携	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社日立システムズ	
再委託 ④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託 ⑤再委託の許諾方法		
再委託 ⑥再委託事項		
委託事項2～5		
委託事項2	システムの保守・運用	
①委託内容	接種対象者の登録、接種券発行等	
②委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	日本電子計算㈱	
再委託 ④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託 ⑤再委託の許諾方法	書面による審査	
再委託 ⑥再委託事項	接種対象者の登録、接種券発行等	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （　　）件　[　　] 移転を行っている （　　）件 [　　] 行っていない
提供先1	市区町村長
①法令上の根拠	番号法　第19条第16号
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号（本人からの同意が得られた場合のみ）
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[　　] 情報提供ネットワークシステム　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　[　　] 紙 [○] その他　（ ワクチン接種記録システム（VRS）　）
⑦時期・頻度	当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度
提供先2～5	
提供先2	国
①法令上の根拠	番号法　第19条第16号
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）への登録
③提供する情報	接種対象者、接種記録等
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[　　] 情報提供ネットワークシステム　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	都度
提供先3	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　(　　)
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	【保管場所】 入退室が管理され、施錠可能な本市の電算室内 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

7. 備考

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>
・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。
・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。
※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできなため、消去することができない。

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
別紙参照

（別紙）特定個人情報記録項目

住基情報	乳幼児個別予防接種	高齢者インフルエンザ	成人用肺炎球菌	風しん第５期	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種	臨時接種
宛名番号	接種コード	西暦年度	西暦年度	西暦年度	個人番号	接種種別
世帯番号	接種回数	接種日	接種日	実施日	宛名番号	接種回数
カナ氏名	接種・予診日	接種日年齢	接種日年齢	クーポン	自治体コード	西暦年度
漢字氏名	年度	年度末年齢	年度末年齢	実施区分	接種券番号	接種日
生年月日	接種日年齢	基準日年齢	基準日年齢	接種（実施）判定	属性情報（氏名、生年月日、	接種判定
性別	対象外判定	受診時国保区分	請求日（月）	接種日年齢	接種状況（実施/未実施）	接種日年齢
続柄１	接種判定	請求日（月）	実施医療機関	年度末年齢	接種回（1回目/２回目）	年度末年齢
住民区分	混合接種　何種	実施医療機関	接種番号	基準日年齢	接種日	請求日（月）
外国人判定	実施医療機関	接種番号	接種判定	実施医療機関	ワクチンメーカー	実施医療機関
郵便番号	Lot.No	接種会場	Lot.No	抗体検査方法	ロット番号	実施場所
住所日本語	接種量	問診医	皮下・筋肉内注射の別	抗体価		実施区分
方書名称	特記事項	接種医	接種量	抗体価範囲		問診医
住所コード	未接種理由	接種判定	接種区分	抗体価単位		接種医
町内会コード	肺炎球菌種類	Lot.No	65歳未満接種理由	抗体検査判定結果		接種番号
異動事由		接種量	特記事項	抗体検査番号		メーカー
異動日		実費徴収区分		接種番号		Lot.No
住民になった事由		接種済証交付有無		請求日（月）		接種量
住民になった日		65歳未満接種理由		Lot.No		未接種理由
住民でなくなった事由		未接種理由		接種量		特記事項
住民でなくなった日		特記事項		対象外判定		
国籍		予備項目１		特記事項		
個人予備１		予備項目２				
		予備項目３				
		優先接種対象者等分類				
		年齢区分				
		保存剤の添加有無				
		インフルエンザ区分				

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	情報セキュリティに関する研修を実施し、意識の醸成を図る。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ① 転入者本人からの個人番号の入手　当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 転出先市区町村からの個人番号の入手　当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] <選択肢> 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
本業務の遂行に十分な最少の情報量で処理を行う。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	アクセス権限を限定するなど、番号制度の担当者以外は参照できないこととしている。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末（タブレット端末）からインターネット経由で ワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] <選択肢> 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[　行っている　] <選択肢> 1) 行っている　2) 行っていない
具体的な管理方法	指静脈認証、パスワードによりログインを制御している。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるのログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。
その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] <選択肢> 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する	

際には、以下のようにしている。
・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。
・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。
・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。
・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。
・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。
②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。
・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。
・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。
③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　定めている　]	<選択肢> 1) 定めている　2) 定めていない
規定の内容	個人情報の取扱特記事項等により規定している。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　十分に行っている　]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
具体的な方法	誓約書の提出を求めている。	
その他の措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[　　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　定めている　]	<選択肢> 1) 定めている　2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	常時、詳細な報告を求めることとしている。	
その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、 その際は、 ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、 転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市町区村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　] 接続しない（入手）　[　　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムを使用できる場所を本市の電算室内に限定し、常に有人の状態での使用環境としている。 （「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」の項目全般については、 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務以外を記載）
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	中間サーバーにおいて、どの特定個人情報をどの職員が使用したかを記録することで、不正を抑制している。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[　　十分に行っている　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている　3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]　＜選択肢＞ 1）発生あり　2）発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	入退室管理がされ、施錠が可能な電算室内に情報を置くことで漏えい、滅失、毀損を防ぐ。 ＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞ 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための 統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格

	を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] <選択肢> 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　　[　　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[　　十分に行っている　　]　<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	内部監査を実施し、安全を確認している。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に 職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。

10. その他のリスク対策
<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての 確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、 第9条(市区町村の責任)に 則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	【新型コロナウイルス・高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所　健康医療部　健康医療推進課 　住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号　加須保健センター　電話：0480-53-5020 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所　こども局　子育て支援課 　住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1　電話：0480-62-1111
②請求方法	加須市個人情報保護条例に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	【新型コロナウイルス・高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所　健康医療部　健康医療推進課 　住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号　加須保健センター　電話：0480-53-5020 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所　こども局　子育て支援課 　住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1　電話：0480-62-1111
②対応方法	問合せの受付時に、対応についての記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年6月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] ＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	